

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン

【高等学校版】に関するQ & A（令和4年7月4日時点）

※下線部が前回示したQ & Aから改訂した内容です。

■臨時休業の実施等について

Q 1 校内の生徒や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査、抗原検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

- 校内の生徒や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認し、病院への受診状況についても可能な限り把握してください。県教委への報告先及び報告対象は以下のとおりです。

[生徒の場合] →保健体育課健康づくり推進室 (0852-22-5425)

- ・ 検査の結果、陽性となった場合
 - ・ 感染（陽性）が判明した生徒の関連で他の生徒が検査を受けることとなった場合、及び当該検査結果（陽性・陰性問わず）の連絡を受けた場合

[教職員の場合] →学校企画課企画人事スタッフ (0852-22-5411)

- ・ 検査を受けることが判明した場合、及び当該検査結果が判明した場合

Q 2 生徒や教職員本人の感染が判明した場合、その生徒や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

- 校内の生徒や教職員本人の感染が判明した場合は、当該学校は、その生徒や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようにであったかを確認し、県教委に連絡してください。活動の実態がある場合は、管内の保健所の見解や助言を踏まえ、当該学校内における感染拡大の可能性等を県教委と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業をするか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定します。

- 臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行います。

- 感染者に校内での活動の実態がない場合又は健康福祉部等と協議の上、臨時休業を実施しないことを決定した場合は、該当の生徒の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として学校の教育活動を継続させます。その際は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の

見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行ってください。

Q 3 生徒や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

- 生徒や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であった場合、臨時休業実施の有無の決定がその日の深夜となることも想定されます。そのような状況にも備えて、生徒や教職員がPCR検査等を受けることが判明した段階で、感染判明後に臨時休業を実施する場合と、臨時休業を実施せず学校を継続する場合の両方を想定して準備しておくことが必要です。
- 臨時休業を実施する場合、感染拡大を防止するために、臨時休業実施の決定が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とする場合もあります。その際には、電子メールなど、あらかじめ生徒や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えてください。
- 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた生徒には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導してください。
- こうした事態に備えるためにも、日頃から生徒や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておいてください。

Q 4 校内に感染者はないが、校内の生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

- 校内に感染者がない状況で校内の生徒や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の生徒の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。この場合、保健所や学校薬剤師等の指導により、必要に応じて消毒を行いますが、症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要です。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。

- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 5 近隣の県立学校や地域の小中学校の生徒や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

- 近隣の県立学校や地域の小中学校の生徒や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させます。
- 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をします。
- 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定します。

Q 6 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。

○ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。
このため、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようになります。これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いて、生徒が行っても差し支えないと考えます。
上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要ですが、実施する場合は、業務アシスタントや保健室サポートスタッフ等の活用も検討ください。

- 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に

保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。

- 生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- 器具・用具や清掃道具など共用するものについては、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- 消毒の方法等について、物の表面の消毒には「消毒用エタノール」、「家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)」「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水」を使用します。それぞれ、経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等に相談・連携することも重要です。
- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではなく、各製品が健康影響のおそれがあるものかについては、確認の上、判断して使用してください（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より）。

Q 7 校内の生徒や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

- 校内の生徒や教職員の感染が判明し、校内の消毒が必要となった場合、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が特定された場所や物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒します。

- また、学校薬剤師と連絡を取り、消毒の仕方等について指導を受け、教職員で消毒作業をします。この場合、学校薬剤師の現地指導の可否を確認し、可能であれば消毒作業時に来校を依頼します。
なお、平素から保健所や学校薬剤師と連携を取って、感染者が発生した場合や通常時の対応について指導を受けるよう努めてください。
- 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されていますので参考にしてください。
- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾やペーパータオルなどで拭き取り消毒します。
- 物の表面について新型コロナウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をします。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。
- 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用して下さい。使用後は、プラスティック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされています。
- 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになりますが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡してください。また、平時より消毒資材の在庫について把握し、不足する場合には、適宜補充するよう努めてください。

Q 8 冬季は空気が乾燥し、ウイルスが飛散しやすいといわれていますが、加湿は必要ですか。

- 空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となります
が、マスクを着用している場面が多いことから、無理のない範囲で取り組んでく
ださい。
- 適切な加湿の方法については、例えば、ぬらした布類の室内干しや霧吹きを用
いることなどが考えられます。

■寄宿舎における対応について

Q 9 高等学校の寄宿舎で生徒が体調の不良を訴えた場合、保護者に引き渡してよ
いか。

- 生徒が体調の不良を訴えた場合は、居室内（可能なら静養室や個室）に隔離し、
そこで静養させてください。その後、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護
者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症
「健康相談センター」にすぐに相談し、その指示に従ってください。
- しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談センター」に相談する際に
は、対象の生徒が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄
宿舎生であることを必ず申告してください。
- P C R検査等を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、そ
の後の対応について、保護者への引き渡しが可能な場合は、保護者と相談をし、
早期の帰省を促してください。なお、濃厚接触者に特定された生徒の保護者への
引き渡しの際は、自宅待機を要請した保健所に必ず連絡してください。
- P C R検査等を受け、その結果が陽性で、保健所から自宅療養の協力を求めら
れた場合、当該療養者の居場所が変わることについては、保健所において慎重な
判断が必要となるため、当該生徒の保護者への引き渡しの可否については、自宅
療養の協力を求めた保健所に必ず相談してください。
- 保護者に引き渡すこととなった場合に、保護者への引き渡しが完了するまでは、
できるだけ他の生徒や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応を
してください。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(各保健所の相談番号)

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	松江市、宍道市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯石町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

※相談内容により、必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」につながれます。

Q10 「新型コロナウイルス感染症疑い例」が発生した場合はどのように対応するのか。

*発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの

- Q 9での対応に加えて、以下の対応を行ってください。
 - ・濃厚接触者を減らす目的で、静養室や個室に隔離を行う。
 - ・静養室や個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
 - ・疑い例はできる限り共有スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

Q11 PCR検査等の結果、高等学校の寄宿舎に在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当生徒のそれまでの行動や他の生徒との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、

PCR検査等を受けることになります。

- 寄宿舎内での生活は、いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、生徒・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q12 高等学校の寄宿舎の生徒が濃厚接触者に特定された場合、7日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査等を受け、感染の状況を確認します。
検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院、あるいは、宿泊療養施設や自宅での療養となります。自宅療養の場合、Q9を参照してください。
陰性の判定が出た場合は、基本的に7日間寄宿舎での待機となります。
- 陰性の判定が出て、症状も出ていない場合、保護者の自家用車においてのみ、自宅へ帰省することができますが、その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動してください。
- 寄宿舎内での待機期間中は、一時的に部屋割りを変更するなどして、濃厚接触者を一人部屋としたり、複数部屋であっても濃厚接触者とそれ以外の生徒の部屋を分けることとします。ただし、それが困難な場合は、県教委（学校企画課）や地元市町村とも相談の上、別の施設を用意するなどの対応をしてください。
- 寄宿舎内での待機期間中は、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒と接触の機会ができるだけなくすよう配慮してください。

Q13 高等学校の寄宿舎の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどうに行えばよいのか。

- PCR検査等の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。なお、消毒に当た

っては、Q 7で示した手順と同様に行います。

- 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒します。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。
- 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用してください。使用後は、プラスティック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされています。

Q14 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査等で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うことになりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うことになりますが、体調に大きな変化がなく、生徒自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考えます。
ただし、体調の急変に備え、すぐに連絡できる体制は整えておいてください。
- 生徒が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努めてください。
- なお、炊事員や舍監の勤務が必要になりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応してください。

Q15 学校が臨時休業になった場合、寄宿舎は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合においても、寄宿舎生が濃厚接触者に特定される可能性があることから、基本的には寄宿舎を閉じず、寄宿舎の機能を維持する必要があります。
- その場合に、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舎生とそれ以外の寄宿舎生との接触の機会をなくすよう配慮してください。
- 例えば、感染者が寄宿舎生以外の生徒の場合、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舎生については、静養室などの個室に移動させるか、一時的に部屋割りを変更するなどして、当該生徒を一人部屋とするか、複数部屋であっても当該生徒とそれ以外の生徒の部屋を分けるなどの対応が考えられます。
- また、感染者が寄宿舎生である場合、その生徒が医療機関に入院等するまでの間は静養室などの個室で静養させるとともに、感染者と同じ部屋の生徒についても、それ以外の生徒との接触の機会をなくすような対応が必要となります。
- 寄宿舎生が濃厚接触者に特定された場合は、Q12 で示した対応をとってください。

Q16 県外から入寮している寄宿舎の生徒が、長期休業などの際に帰省を希望した場合、帰省を認めてよいのか。

- 現在中山間地域の高等学校を中心に、県外からの生徒を多く受け入れています。このため、新型コロナウィルス感染症については、島根県内の感染者の状況だけでなく、感染が特に拡大している地域の全国的な状況の確認など、全国的規模で感染者の状況を注視しておく必要があります。
- こうした状況で、県外から入学している寄宿舎生が長期休業中などに帰省を希望した場合は、帰省先の感染拡大状況を確認した上で、場合によっては感染のリスクを考慮して帰省を自粛するなど、必要に応じて生徒や保護者に慎重な検討を求めてください。
- 国や各自治体において、移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めてい

る地域への帰省にあたっては、生徒や保護者に特に慎重な検討を求めて下さい。

- 帰省することになった場合は、可能な限り保護者等の自家用車での移動の検討を求め、公共交通機関を利用する場合は特に、移動中の感染防止対策を万全にすることを徹底するよう求める必要があります。また、帰省後の自宅での生活においては、次のことを徹底するなど、感染防止のための対策を求めてください。
 - ・毎朝の検温、体温の記録をとることを徹底し、風邪症状の確認を行うこと
 - ・マスクの着用や手洗い（特に食事の前）を徹底すること
 - ・十分な栄養摂取と睡眠の確保など健康管理を行うこと
 - ・帰省中に不要不急の外出や、同居する家族等以外の人との会食など感染の可能性が高い接触の機会を避けること

Q17 県外から入寮している寄宿舎の生徒が、帰省先の自宅等から寄宿舎に帰寮する場合、寄宿舎以外の施設で健康観察することが必要か。

- 県内県外を問わず、寄宿舎生が帰省先の自宅等から寄宿舎に帰寮する際には、事前に生徒本人の健康状況や休業中の生活の状況などを電話等で確認し、帰寮に問題がないかを確認してください。
- 帰省先の自宅等で体調の不良を訴えた場合は、必要に応じて最寄りの健康相談センター等（県内の場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談センター」（電話番号等はQ 9参照））に相談をし、その指示にしたがってください。症状が治まった日から最低3日間※は自宅等に留まるよう指導してください。

※新型コロナウイルス感染症における退院基準を参考としたもの

- 帰寮にあたっては、帰寮後に、一定期間（7日間程度）の特別健康状況確認期間（※）を設けることで、特に健康管理を徹底させてください。

※「特別健康状況確認期間」

- 毎朝の検温、体温の記録、風邪症状の確認などを生徒だけに任せるのでなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行う期間とする。
- 寄宿舎に入り、感染症対策を確実に行いながら他の寄宿舎生と同様の生活をさせ、通常どおり登校させるが、次のいずれかに該当する場合は、寄宿舎以外の宿泊施設に生活の場を移して健康状況の確認を行う。
①緊急事態宣言の対象となっている地域をはじめ、国や各自治体において、

移動の自粛や制限を行うなど感染の警戒度を高めている地域からの帰寮であり、保護者や本人から、他の寄宿舎生から離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合

②体調不良の兆候が見られ、Q9やQ10で示したような対応をとる際に、静養室等の個室が確保できない場合など、寄宿舎以外の宿泊施設での健康状況の確認が必要であると学校長が認める場合

- 帰寮の際の、健康状況の確認を寄宿舎以外の宿泊施設で行うことや、安心安全のための検査等については、別途通知される内容に従って実施してください。

■ワクチン接種の情報の把握と管理について

Q18 医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で予防接種歴を把握する必要が生じた場合どのように気をつけなければよいか。

- 以下の点について留意する必要があります。
- ・情報を把握する目的を明確にしてください。
 - ・本人や保護者の同意を得てください。
 - ・個人情報としての取り扱いについて十分に留意してください。